

お知らせ

児童手当「現況届」提出はお済みですか

児童手当の受給者は、受給資格確認のため、毎年六月一日現在の状況を六月中旬に届け出ることが、法律で定められています。手続きがまだお済みでない方は、六月二十九日(金)までに手続きをお願いします。(公務員は所属庁で手続きをします。)

受給者には、町から「現況届」の用紙を送付しています。現況届の提出がない場合、六月分以後の手当支給ができなくなるので、ご注意ください。提出は、役場窓口のほか郵送でも受け付けています。詳しいことは、送付した通知書をご覧ください。

中央公民館での証明書発行停止について

現在、中央公民館で住民票や所得証明書などの休日取り扱いを行っていますが、住民基本台帳法改正によるシステム改修を行うため、7月7日(土)、8日(日)の2日間は発行することができません。

ご迷惑をお掛けして申し訳ありませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。

□問い合わせ先

【住民票・印鑑証明書】 住民福祉課
☎(48)1111 (内225)

【所得証明書】 税務課 ☎(48)1111 (内302)

「FAX119」をご存じですか

聴覚や言語に障がいがあり電話で火災や救急の緊急通報するのが困難な方は、FAXを利用して119番通報することができます。

住所、氏名など必要事項を記入した用紙を「119」とダイヤル(プッシュ)してFAXで送信してください。

□問い合わせ先 知多地域消防指令センター

☎(20)1119 FAX(20)1120

※ 用紙は役場住民福祉課、防災交通課窓口にも用意してあります。

受給者で用紙が届かない方は、お問い合わせください。
□届出に必要なもの

- ・「現況届」用紙
- ・認印

・受給者の健康保険被保険者証
(国民健康保険の方を除く。)

※ 今年一月二日以後に阿久比町に転入された方は、転入前の市町村が発行した平成二十三年分住民税所得課税証明書(児童手当用)が必要になります。

個別の事情でその他の書類などが必要となる場合があります。

□提出・問い合わせ先

子育て支援課 ☎(48)1111
(内301)

4月1日から下水道の区域外流入ができるようになりました

市街化調整区域にお住まいの方でも、下水道供用開始区域に隣接する土地にお住まいで前面道路に公共下水道の管がある場合は、平成24年4月1日から公共下水道への接続ができるようになりました。下水道利用を希望される方は、上下水道課にお問い合わせください。

下水道供用開始区域外から利用される場合、下水道事業協力金の納付と接続工事が必要になります。費用は申請者の負担となります。土地が下水道供用開始区域に接していても、すべての方が下水道の利用が可能とは限りません。前面道路に下水道管がない場合や、下水道管があっても勾配が合わずに接続ができない場合があるためです。申請される前に、上下水道課で接続が可能かどうかを必ず確認をしてください。

◎下水道事業協力金について

下水道事業協力金は、公共下水道へ接続するための負担金で、公共下水道を利用する土地に対して1平方メートル当たり350円で賦課されます。

供用開始区域外から公共下水道へ接続する場合には、下水道事業協力金の納付が必要になります。

◎接続工事は申請者で

下水道に接続するための工事は、申請者が阿久比町下水道指定工事に依頼してください。工事費は申請者の全額負担となります。工事で設置した取付管・公共汚水ますや、道路に設置した本管・マンホールなどは、設置後、町に帰属します。

□問い合わせ先 上下水道課下水道係 ☎(48)1111 (内350・352)

新庁舎建設の設計業者を選定



役場新庁舎の設計者を選定するための提案プレゼンテーションとヒアリングが5月19日、中央公民館本館301号室で行われました。その後開催された審査選定委員会での厳正な審査の結果、最優秀者に安井建築設計事務所名古屋事務所が選ばれました。審査選定委員会の講評などを町ホームページで公開していますので、ご覧ください。(http://www.town.agui.lg.jp/ka/chosya_proposal.html)

町は今後、新庁舎建設に関する基本設計業務の契約交渉を最優秀者と行います。

□問い合わせ先 検査財政課管財係
☎(48)1111 (内232)